

## 愛南町指定介護予防支援事業所運営規程

### (目的)

**第1条** この規程は、愛南町が開設する愛南町指定介護予防支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント(以下「指定介護予防支援等」という。)の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めることにより、事業所の保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)が要支援状態にある高齢者等で事業を利用するもの(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

**第2条** 担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえ、利用者が住み慣れた地域において可能な限り自立した日常生活が継続できるよう配慮し、利用者の生きがいや自己実現のための取組を総合的に支援するものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の生活機能の維持及び改善が図られるよう目標指向型の計画を作成し、生活の質の向上に資することを意識して支援を行うものとする。

3 事業の提供に当たっては、親切丁寧に行い、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業等に不当に偏ることがないよう公正中立に行うものとする。

4 事業の運営に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、保健・医療・福祉サービスを総合的かつ効率的に活用し、地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

**第3条** 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 愛南町地域包括支援センター

(2) 所在地 愛南町城辺甲2420番地

### (職員の職種、員数及び職務内容)

**第4条** 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 愛南町地域包括支援センター職員の中から町長が指名する者 1人(常勤)  
管理者は、事業所の担当職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 担当職員

- ア 保健師 1人以上
- イ 主任介護支援専門員 1人以上
- ウ 社会福祉士 1人以上
- エ 介護支援専門員 1人以上

(3) 事務職員 1人以上 事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

**第5条** 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

2 前項の規定にかかわらず、事業所は、電話等により常時連絡が可能な体制を構築するものとする。

(指定介護予防支援等の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

**第6条** 指定介護予防支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとし、指定介護予防支援等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示及び愛南町介護予防日常生活支援総合事業実施規則(平成29年愛南町規則第2号)第11条第1項から第3項までに定める額とする。

(1) 提供方法は、愛南町指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(令和3年愛南町条例第8号)第4条第1項及び愛南町第1号介護予防支援事業の実施に関する規則(平成29年愛南町規則第7号)第4条に定める介護予防のための効果的な支援の方法に従って実施する。

(2) 利用者の相談を受ける場所は、事業所内又は利用者の居宅とする。

(3) 担当職員が介護予防サービス計画(以下「サービス計画」という。)の作成又は必要に応じてサービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス事業所(以下「サービス事業所」という。)の担当者等を招集して行う会議(以下「サービス担当者会議」という。)は、次のとおり実施する。

ア 利用者の課題、生活機能向上の目標、支援の方針その他支援計画等を協議し、役割

を相互に理解するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、サービス事業者の担当者等への照会等により意見を求めるものとする。

イ 開催場所は、事業所内、サービス事業所内、利用者の居宅その他必要と認められる場所とする。

ウ 開催時期は、サービス計画を作成し、若しくは変更し、又は利用者が事業の利用を中断するときとする。ただし、必要に応じて開催することができる。

エ サービス担当者会議の構成員は、利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)、担当職員、サービス事業所の担当者、主治医並びにインフォーマルサービスの提供者等とし、担当職員が議題の内容に従い、効果的な検討ができるよう参加者を選定する。

オ サービス担当者会議の記録は、介護予防支援経過記録に記載する。

2 サービス担当者会議の出席者は、その会議で知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。

(通常の事業の実施地域)

**第7条** 通常の事業の実施地域は、愛南町の区域内とする。

(苦情処理)

**第8条** 事業所は、提供した指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

**第9条** 担当職員は、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 事業所は、利用者等に関する個人情報を用いる場合は、当該利用者等に対して事前に説明をした上で、個人情報の利用に同意する旨の文書に記名押印を受けなければならない。

(事故発生時の対応)

**第10条** 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等及び市町村関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止に関する事項)

**第11条** 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなけれ

ばならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (身体的拘束等の原則禁止)

**第12条** 事業所は、指定介護予防支援等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。
- (ハラスメント防止)

**第13条** 事業所は、適切な指定介護予防支援等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

**第14条** 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い次に掲げる必要な措置を講じなければならない。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。
  - (2) 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて行う継続計画の変更を行うこと。
- (感染症の予防等)

**第15条** 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置その他の情報通信機器「以下テレビ電話装置等という。」を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（その他運営についての留意事項）

**第16条** 事業所は、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

2 事業所は、利用者からの担当職員の変更の申出に対し、変更を拒む正当な理由がない限り、その申出を拒絶してはならない。ただし、担当職員の退職等の正当な理由がある場合は、事前に利用者に了解を得た上で、担当職員の変更をすることができる。

3 事業所は、事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援等の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮するものとする。

（その他）

**第17条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。